



マイナンバー

マイナンバーカード申請及び 交付窓口を開設しております

マイナンバーカード申請及び交付

☎ 05・330・1

【申請方法】

① 郵便による申請：個人番号交付申請書に署名又は記名・押印し、顔写真を添付のうえ返信用封筒に封入して郵送してください。指定の返信用封筒がお手元ない場合は、桂川町役場住民課窓口にお尋ね下さい。

※住民課でマイナンバーカード用の写真を撮ってカード申請のお手伝いをしています。

② スマートフォンによる申請：スマートフォンで顔写真を撮影し、個人番号カード交付申請書表面のQRコードを読み込み、申請用ウェブサイトへアクセスして申請してください。

③ パソコンによる申請：デジタルカメラで顔写真を撮影し、申請用ウェブサイトへアクセスして申請して下さい。

※交付申請書に記載の申請書ID（半角数字23桁）の入力が必要となります。

【受け取り方法】

申請から1ヶ月半〜2ヶ月程で「地方公共団体情報システム機構(J-Info)」から桂川町にマイナンバーカードが納品されます。納品された方から順に、役場から受け取り案内通知（ハガキ）を送付しますので、お電話で受け取り日時をご予約のうえ、下記の必要書類を持参し、桂川町役場までマイナンバーカードの受け取りにお越しください。（詳しくは町から郵送す

る交付通知書（ハガキ）をご覧ください。）

※病気等で長期入院している等の理由で窓口に来ることが困難な方以外は、お子様も含めて、原則ご本人様のお受け取りとなります。

※15歳未満の方は、保護者付き添いでの受け取りとなります。

【暗証番号の設定について】

マイナンバーカードお受け取りの際に、下記の暗証番号を設定していただく必要があります。

※(2)〜(4)の暗証番号は、同じ番号を設定することができます。

(1) 署名用電子証明書（6〜16桁の英数字。英字は大文字）※15歳未満の方は不要です

(2) 利用者証明用電子証明書（4桁の数字）

(3) 住民基本台帳用（4桁の数字）

(4) 券面事項入力補助用（4桁の数字）

《受取に必要な書類》

- ・ 交付通知書（はがき）・通知カード
- ・ 本人確認書類 ※
- ・ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

※本人確認書類（Aのうち1点、Bのうち2点）

A：運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（顔写真付き）、在留カード等

B：健康保険証、介護保険証、年金手帳、子ども医療証、母子手帳等

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

※通知カードを紛失等されている場合でも、申請できます。

補助金



桂川町結婚新生活支援事業

結婚新生活を始めるための 費用を助成します

☎ 05・1085

桂川町では、新婚世帯の新居の取得費用、家賃、引越し費用について、1世帯あたり最大で30万円を補助します。（夫婦ともに29歳以下は最大60万円）

【対象】

○ 令和3年3月6日〜令和4年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理されること。

※令和4年3月以降は次年度事業対象予定。

○ 夫婦がともに桂川町に住民登録されており、夫婦の双方又は一方が新居に住民票を移していること。

○ 申請日から2年以上継続して居住する意思があること。

○ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。

○ 夫婦の所得の合計額が400万円未満であること。

○ 過去にこの制度に基づく補助金等を受けたことがないこと。

※その他にも条件があります。

【申請期間】令和3年6月11日〜令和4年3月4日
【助成額】1世帯当たり上限30万円（ただし夫婦ともに29歳以下は上限60万円）

※予算額に達した時点で受付を終了します。詳細については、「桂川町結婚新生活支援事業」で検索の上、HPをご覧ください。